

長野県立木曽病院介護医療院（介護予防）短期入所療養介護運営規程

管理部署	介護医療院
版 数	第3版
制定（改定）年月日	令和7年8月15日

（運営規程設置の主旨）

第1条 長野県立木曽病院介護医療院（以下「当施設」という。）が実施する（介護予防）短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 （介護予防）短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 施設では、（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める。
- 3 当施設では、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 施設は、介護医療院サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 長野県立木曽病院介護医療院
- (2) 開設年月日 令和2年3月1日
- (3) 所 在 地 長野県木曽郡木曽町福島6613番地4
- (4) 電 話 番 号 0264-22-2715 FAX番号 0264-22-2800
- (5) 介護保険指定番号 介護医療院（20B2600015号）

（従業者の職種、員数、職務内容）

第5条 当施設の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者（介護医療院長（以下院長））1人 （常勤・長野県立木曽病院長が兼務する。）
管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

- (2) 医 師 1人以上 (常勤・長野県立木曽病院医師が兼務する。)
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。なお、医師の宿直は行わないこととし、夜間に利用者の病状が急変した場合には、長野県立木曽病院の医師が速やかに診察を行う。
- (3) 看護職員 4人以上 (常勤及び非常勤・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
看護職員は、医師の指示に基づき利用者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
- (4) 介護職員 5人以上 (常勤及び非常勤・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (5) 介護支援専門員 1人以上 (常勤・他職種と兼務・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (6) 理学療法士 1人以上 (常勤・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
言語聴覚士 1人以上 (常勤・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上 (常勤・長野県立木曽病院職員と兼務する。)
管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 薬 剤 師 1人以上 (常勤・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (9) 診療放射線技師 1人以上 (常勤・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
放射線技師は、医師の指示に基づき放射線検査業務に従事する。
- (10) 事務職員 1人以上 (常勤・長野県立木曽病院職員が兼務する。)
事務職員は、施設に係る事務を行う。

(入所定員)

第6条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額及び居住費・食費、日常生活品費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、長野県立木曽病院介護医療院短期入所療養介護利用契約書（以下「利用契約書」という。）に定める料金により支払いを受ける。
- (2) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、重要事項説明書「利用者負担説明書」により支払いを受ける。

(短期入所療養介護の事業内容)

第8条 短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。なお、当施設は原則、送迎サービスは行わない。

また、具体的なサービスの内容については、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 診療
- (3) 入浴

- (4) 排せつケア
- (5) 褥瘡の予防
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (7) 食事
- (8) 機能訓練
- (9) 相談、援助
- (10) レクリエーション行事
- (11) 栄養管理
- (12) 口腔衛生の管理

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を療養録に記載する。

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアル(長野県立木曽病院マニュアルに準ずる)により、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者が短期入所療養介護サービスの提供を受ける際に注意すべき事項は、重要事項説明書のとおりとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、木曽病院における管理者を充て、火気取締責任者には、看護師長を充てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……………年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は事故発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための安全管理マニュアル(木曽病院医療安全管理マニュアルに準じる)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科

医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

- (3) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
- (4) 事故発生の防止のための委員会の設置(木曽病院医療安全管理委員会を事故防止にかかる委員会とし、開催にあたっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する定期的な研修を実施する(医療安全研修会など)。
- (5) 第13条に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件及び健康管理)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則による。また、職員の健康管理に関する事項は、職員安全衛生管理規程による。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための感染対策マニュアル(木曽病院・木曽介護老人保健施設院内感染対策マニュアルに準じる)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(木曽病院院内感染対策委員会を防止対策の検討を行う委員会とし、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 6 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施する。(院内感染対策研修会など)
- 7 第1項から第6項に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 第18条に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（守秘義務及び個人情報の保護）

- 第 20 条 職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。
- 2 利用者の個人情報の保護は、長野県個人情報保護条例に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 3 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 5 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、長野県立木曽病院介護医療院管理者が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程の一部を改正する規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程の一部を改正する規程は、令和 7 年 8 月 15 日から施行する。